

事業実施・助成ガイドライン細則7 事業進捗報告にかかる措置

(事業進捗の報告)

第1条 事業開始後、実施団体は定期的に事業の進捗報告をしなければならない。

(事業進捗報告の頻度)

第2条 事業進捗報告は、常任委員会が別途定める場合を除き、初動対応期においては1週間毎(以下:「週報」)、それ以後は月毎(以下:「月報」)におこなう。

2 週報は、翌週第一営業日の17時までに前週の報告を提出する。

3 月報は、翌月5営業日の17時までに前月の報告を提出する。

(事業進捗報告の方法)

第3条 事業進捗報告は電子メールにより、以下の電子メールアドレスに対しておこなう。

(1) council@japanplatform.org

(2) ngo@japanplatform.org

2 治安上の理由により事業進捗報告を常任委員会に限ることもある。

(事業進捗報告の報告事項)

第4条 事業進捗報告は、指定された様式に基づき、以下の内容を報告する。

1. 対象期間中の活動状況

(1) 事業計画の事業進捗管理表に基づく事業の進捗状況

(2) 活動内容

(3) 進捗遅延の理由(遅れがあった場合)

(4) 成果を測る指標の達成度

(5) 活動上の課題・問題点と対処状況

(6) 事務局への変更申請・変更の報告

(7) スタッフの異動等

2. 事業実施をめぐる環境

(1) 政治・社会状況

(2) 治安・安全状況

(3) 上記状況が及ぼす事業への影響

(4) その他特記事項

附則

1. 本細則は、2011年度第2回常任委員会の承認を得て、2011年6月1日から施行する。

2. 本細則は、2011年度第12回常任委員会の承認を得て、2012年4月1日から施行する。

3. 本細則は、2012年度第12回常任委員会の議決により改正し、2013年4月1日から施行する。

4. 本細則は、2013年度第12回常任委員会の議決により改正し、2014年4月1日から施行する。

5. 本細則は、2015年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2015年10月1日から施行する。

6. 本細則は、2018年度第6回常任委員会の議決により改訂し、2018年10月1日から施行する。